

～機関紙 4・5 月合併号より抜粋～

4 月 1 日から

税込価格の表示が必要です

図表 総額表示の具体例

本体価格 10,000 円 消費税額 1,000 円の場合
① 11,000 円
② 11,000 円 (税込)
③ 11,000 円 (うち消費税額 1,000 円)
④ 11,000 円 (税抜価格 10,000 円)
⑤ 11,000 円 (本体価格 10,000 円、 消費税額 1,000 円)
⑥ 10,000 円 (税込 11,000 円)

事業者が消費者に対して商品やサービスの取引価格を店頭における表示やチラシ、値札などで明らかにする場合、令和 3 年 4 月 1 日からは消費税額（地方消費税額を含む）を含めた税込価格の表示（総額表示）が必要になります。左記に掲げる表示が総額表示に該当します。

詳しくは、同封の小冊子「BLUE RETURN(青色申告)」4・5 月合併号の 11 ページをご覧ください。

◎小冊子「BLUE RETURN(青色申告)」は、4・5 月合併号のため来月の同封はありません。合併号は、今月配布の青色ニュース 4 月号に同封させて頂いておりますので、ご確認ください。最新情報は、全青色ホームページ <https://www.zenaoirobr.jp> にてご覧いただけます。